

<市第 67 号議案関連資料>

## 地域防犯カメラ設置補助事業について

### 1 補助制度新設の経緯

#### (1) 県の防犯カメラ補助制度の変更

自治会町内会等が防犯カメラを設置する際、昨年度までは神奈川県が自治会町内会等に対し直接補助を行っていました。

今年度、県の制度が変更され、県は市町村の補助制度と連携して補助金を交付することとなりました。このため、自治会町内会等が補助金を受けるには、市町村が補助制度を新設することが必要となりました。

#### <県補助制度の新旧比較>

	新制度 (28 年度～)	旧制度 (27 年度)
制度・事業名	地域防犯力強化支援事業	安全・安心まちづくり団体事業補助制度
補助金交付方法	市町村経由で自治会町内会、商店会等へ交付	自治会町内会・商店会等へ直接交付
補助対象経費	防犯カメラ機器費用、工事費用	防犯カメラ機器費用
補助率・補助上限額	10 分の 5 1 台あたり 18 万円	1 台あたり 8 万円

#### (2) 自治会町内会等の意向確認結果

6 月の市連会・区連会で県の補助制度を周知し、市が補助制度を新たに設けた場合、今年度中に防犯カメラを設置する意向があるかを確認したところ、156 の自治会町内会から 392 台の設置の意向が確認されました。

また、県の補助制度については商店会も対象となるため、別途、経済局が商店会に対し意向を確認したところ、13 商店会から 122 台の設置の意向が確認されました。

#### ○補助制度利用の意向確認結果

自治会町内会	156 団体	392 台
商店会	13 団体	122 台
合計	169 団体	514 台

#### (3) 補助制度の新設

(1)(2)を踏まえ、防犯カメラの設置に対する補助制度を新設するとともに、必要な経費を補正予算に計上します。

### 2 補助制度の概要

#### (1) 制度の目的

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会町内会等に対し、道路等の公共空間を撮影することを目的とした防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

## (2) 補助対象となる団体

自治会町内会・地区連合町内会、商店会

## (3) 補助対象経費

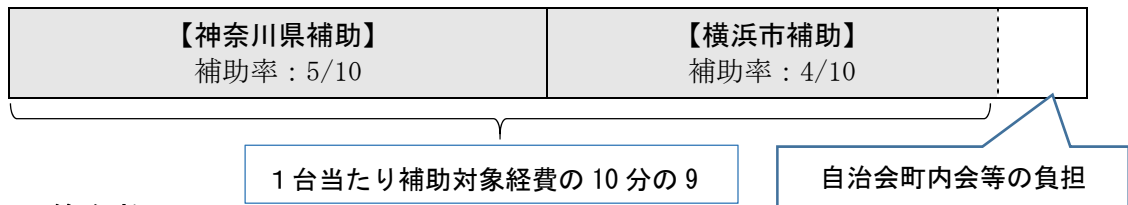
防犯カメラ機器費用、工事費用

## (4) 補助の主な条件

- ・防犯カメラの設置について、自治会町内会等の総会、役員会等の議決による意思決定があること。
- ・プライバシー保護のため、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成し、適正に管理運用を行うこと。
- ・自主防犯活動を実施していること。

## (5) 補助率等

防犯カメラ1台あたりの補助率は10分の9（県10分の5、市10分の4）、上限額は324,000円（県180,000円、市144,000円）とします。



## 3 予算台数

県の制度を活用して、5市（横浜、川崎、相模原、横須賀、藤沢）が補助事業を実施する予定です。この5市の中で、主な補助対象である自治会町内会の数は、本市が概ね6割を占めることから、県の予算台数160台の6割にあたる100台とします。

(県予算台数160台×6割=96台≒100台)

	神奈川県	横浜市
自治会町内会数(平成26年4月1日現在)	4,964 (100%(5市計))	2,881 (58%)
28 予算台数 (商店会含む)	160 台/年 (当初)	100 台/年(補正)

## 4 補正予算額

歳入：18,000千円（180千円×100台）（県補助金）

歳出：32,400千円（324千円×100台）

## 5 スケジュール

- ・補正予算議決後 補助制度新設
- ・9月末日 市から県へ補助申請
- ・12月頃 県から市への補助決定  
市から自治会町内会等へ補助金交付決定通知
- ・1月～2月 自治会町内会等による防犯カメラ設置工事の実施  
自治会町内会から市へ工事完了報告
- ・3月頃 市から自治会町内会等へ補助金を交付